

## 生駒市人権施策審議会会議録

日 時 平成25年3月22日(金)  
午前10時～11時  
場 所 コミュニティセンター3階 301会議室  
出席者 委員 奥田委員、兒玉委員、玉井委員、中村委員、丹羽委員  
野田委員、安田委員

欠席委員

伊賀委員

事務局 新谷市民部長 上田人権施策課長 金水人権施策係長

※会議公開(傍聴者 1名)

配付資料 ・会議次第  
資料13:人権に関する市民意識調査(案)

審議事項

案 件

- (1) 人権問題に関する市民意識調査について
- (2) その他

### 【会議の内容】

(事務局)

本日は、会長が急用のため、議事の進行を副会長にお願いします。

(副会長)

それでは、本日の会議につきましては、公開とさせていただきますので、その旨、よろしく願いいたします。また、傍聴を希望する方がおられるので、こちらについても許可するものとします。

今日は、前回、7番あたりまでご意見を出していただきましたが、その続きをさせていただきます。

(事務局)

<後半の質問項目の説明>

(委員)

11番の質問は。

(事務局)

はじめでの質問です。これは県の質問項目に入っていたものから、引用しております。

(委員)

前回の話では、質問が漠然とした議論でしたが、それ以降は各論に入ってきたと思うの

ですが、市として今後、5年10年、人権施策としてどういったことをやっていこうとしていて、それを市民はどう考えているのか。掘り下げた質問をしようと思えば、市はこれから市民の意識をどういう方向に変えていこうとしているのか。具体論がないと質問をつくりにくいのではないかと思います。だいたい今までの質問は、国も、県も同じような質問をしていると思いますが、もうひとつそれが、市の施策に反映して啓発として重点的にやりましたとかが、ほとんど見えてこないもので、今までと同じような質問項目になっていると思います。例えば、この意識調査でおもしろい啓発の冊子になったとかを目指そうということであれば、それに見合った各論を考えるべきであるし、そういつてもどういふものがあるのか、私にはわかりませんが。

(副会長)

さっき事務局から、「だまってがまんした」の事例を出していただきましたが、私自身もそう思うのですが、だまっていたというのは、ほっておいていい訳ではなくて、市としてどういう対応をすべきか。がまんしたというのは、本当は何かしたかった。でも、何らかの理由でそれをするのができなかった。それは何故かと言うと、知らなかったからというのが結構多いと思うのです。だとすると知らせるためには、どうすればよいか。これが行政の役割の一つと思うのです。ですから、さらに深めていくような質問項目があれば良いのではと思います。

(委員)

よろしいでしょうか。

(副会長)

はい。

(委員)

前回は申し上げましたが、この調査が何の目的でされるのかというところが、よく分からないので、今後の施策にどう反映させていくのかというビジョンがなかったら、十分に調査を生かすことが出来ないと思うのです。これから益々ボトムアップ的な、国が決めて行政におろして国民に周知するというやり方ではなく、これからの行政のあり方というのは、市民が行政にこんなことをしてほしいというのを、市が集約して地域にあった施策をうっていくというものであり、男女共同参画でもそうですが、ボトムアップ的な対応をしていくという方向に変わっていると思うのです。そういう意識を吸い上げていくためのアンケート調査、あるいは、啓発の部分もあってしかるべきだと思うのですが、そういうことを考えて、全体の構図みたいなもの、シナリオみたいなものがなかったら、議論しにくい。一つひとつの質問に対して議論するのはしにくいという気がしています。

もうひとつですが、人権侵害の内容にパワーハラスメントの内容が入っていない。今日的な課題についてももう少し言葉を考えなくては、いけないと思います。9番でどの程度な内容で人権侵害と思うのかがあるのかと、説明を聞いて問いの意図、ここから何を推し測ろうとしているのかがわからなくなったのですが、いずれにせよ、何のための調査かということと、市がどういう方向性、どういう施策を進めようとしているのかが前提にあって、このアンケート調査をするのか、もう少し、シナリオみたいなものを検討してから議論した方が良いのではないかと思います。それから、11の問題についても議論しないといけないと思うのですが、部落問題に関しては、新たに問うということで、新たに行政を進める意図があるのであれば、この問いは必要と思うのですが、その辺はどのようにお考えか質問したいです。

(事務局)

同和問題につきましては、この審議会のはじめに配布しております資料の中に、前回の調

査報告書を入れておりますが、前回は項目として柱立てをし、相当数の質問をしております。前々回はそれよりも多いですので、質問数としては減少してきており、今回の質問は、前回にはありませんが、市民意識を問う一つの事例としてあげました。また、施策につきましては、特例法の失効を受け、同和問題を人権問題の一つとして啓発や施策を推進しております。

(委員)

その数値が高いとどうされるのでしょうか。低いとどうされるのでしょうか。

それが、何のために聞いているのかと言うことです。

あえて、何のために聞くのか、私は判らないということです。施策に資するのであれば、聞く意味がありますが、それは、どの問いについてもそうですが、むしろ、複数回答を可にしてあなたは、人権問題の課題は何ですかと問えばよいと思います。

(副会長)

関心がある人権問題ではなく、自分が直接の当事者ではないが、今、社会で問題となっている人権問題を問いかける質問が一つもありません。意識調査というのであれば、その部分に関する質問が必要だと思います。

(委員)

人権問題に取り組んできた者としては、黒人問題の中で女性問題が排除されてきた。女性解放運動の中で黒人女性の問題が排除されてきた。そういう流れの中で、部落問題の中で部落の女性問題が排除されてきたのではないか、そういう状況の中で11は時代に逆行しているように思います。むしろ、いろんな問題を取り上げた中でどれが人権問題だと思います。そこで、どういうことが人権問題と捉えているかをみて、市は施策を推進していくというのが、自然な流れだと思います。

(副会長)

後半部分の人権侵害の具体的形態と、前半の関心のある人権問題の形態が少しずれていると思います。職場における人権問題って結構、多いと思うのですが、関心のある人権問題にはそれがないですね。

(委員)

来月から、労働契約法が改正されて、差別的取り扱いの禁止という条項がはいりますからね。

(事務局)

実際、職場であったり、学校であったり、所属している団体の場所で人権問題に関するものが、発生することは多分にあると思います。家庭の中でも起こるかもしれませんが、対外的に外に出られた時に起こることは、多いと思います。

(委員)

一昨日、新聞に格差が開いてもしかたがない、という世論調査の話が出ていましたが、衝撃的だと書かれていました。一つの考え方として手出しをしないということもあり得る訳です。

(副会長)

自由をどう捉えるかという問題がありますが、ほっておくべきだとか、何もしてもらいたくない自由があるのだから、何もするなという一つの考え方があります。

(委員)

9番の人権侵害の内容についてですが、どんなことを人権侵害と考えますかと言っても、自分自身にふりかかってこないと、人権侵害だとはあまり思わないかも知れないです。自分がこんなことされたらいやだろうとか、自分はそんなことをしないと思っているとか

が、前向きな答えになると思います。何かあった時には、どんなところに相談しますか。調べたら行政で用意されていますので、生駒市でもありますし、知らせるために、どんな所に相談しますかと、具体的にこんなものがありますが、どこに相談しますかと聞けば、知らせる効果は大きいと思います。

(委員)

こんな形にしますか。行政にはこんな窓口がありますとか。ガイダンスをちりばめながら、広報も入れながらするのは。

(事務局)

いいと思います。相談窓口の認知度は、県の調査でも2割程度だと思います。そもそもそういう問題にあたったことがない人がほとんどだと思います。あつた時にさてどうしたらいいのだろうかと思ってしまうのではないのでしょうか。ですから、とりあえず、役所に電話しようとなるのです。

(委員)

そもそも基本的な人権を把握しておられる人は、たくさんおられるのでしょうか。

(副会長)

人権とは何かという定義があるかどうかという問題があつて、それを言い始めると、その定義は、狭すぎるとか、広すぎるとかという議論になるので、人権そのものについても、それぞれの人が持っているこれが人権だと言う漠然としたものを前提にしか調査できない。それも含めて意識なのです。

(委員)

では、気がつかないうちに差別してしまったり、受けていても分からなかったということがあつたと思うのです。

(副会長)

逆に、人権侵害の対応を書いておけば、これも人権侵害に当たるのではないかと本人が、気がつくということがあつたね。

(委員)

例えば、アパートの入居を断られたとか。

(副会長)

どういう場面で断られたかによっては起こるでしょうね。所得が足りないとか、外国人だとか。

(事務局)

よく聞かせていただくのが、外国人や高齢者や単身者が断られる場合があるらしいです。

(委員)

単身の女性もあります。

(事務局)

そうですか。

(委員)

女性は敬遠されます。

(委員)

ひとつひとつはそうなのですが、全体を通じて、市が何を知りたいのか、何をここまでならでできるのかがなかったら、国や県も同じようになるというのが、それなのです。生駒市としてという部分が感じられないです。それなら、国や県のそのまま使えばよいのではと思うので、生駒市だからこういう質問があるのだという部分が必要ではないかと思ひます。細かいことを聞けば、それなりに出てくると思うのですが、全体を見た時に生駒市だ

からこの設問があるのだなと思えるものが考えられないなと思います。

(委員)

11の質問をここに入れるのはおかしいと思います。差別イコール人権問題という意識は非常に強いと思います。私は差別していないから人権侵害していないと。あるいは、私は差別されていないから、人権問題と関係ないのだということではなしに、同和問題も人権侵害の最たるものであることは確かなのです。同和問題の解決も人権問題なのですよということで、人権問題に引っ張り込むことが大事だと思うから、同和問題という言葉を使わずに人権問題という言葉にすり替えてきたと思うので、もう一度、同和問題を人権問題という俎上に乗せて、今、どういう状況にあるのか、おかしい状況であれば、おかしいことを是正するとかいうことが、大事と思うので、差別、差別という意識が、市民の間であって差別していなかったら、人権問題と関係ないという意識が強いので、そこをクリアしていかないといけない。だから、11のように差別の問題が出てくると、差別の問題はイコール人権問題だと考えがちですが、違うと思うのです。私は行政の施策を何も受けないからほっておいて、という自由も確かにあるのですが、これだけ格差が生じてきて、国、県、市なりがどういように格差を是正していくかということは大変なことでもあるし、人権問題でもあると思うので、そういう形に意識を変えてもらわないと、人権の意識調査とは、差別の問題の意識を調査しますという意識は、基本的にクリアすべきだと思います。

(委員)

以前に、子どもが幼稚園ぐらいの時から育友会なんかで、人権教育とかがあって参加したら、必ず、部落差別という問題がほとんど主だったのです。もし、この調査をある程度の年齢の方に配った時に、人権の調査といたら、ほとんどの方が同和問題なのかなと受けてしまうと思うのは、昔からそうだったと思うのです。今、沢山の新興住宅ができて、沢山の人が入ってこられて、根強くあったのが、だんだん、ここ何年かの間は、人権問題といっても、女性問題であったり、子どもの問題であったり、障がい者の問題であったり、なっているのです。やっぱり、生駒市の人権のきっかけというのは、同和問題だと思うのです。それが、今、形として生駒市の中では変わっているのか、市の対応ではなく、ほんとうに生駒市の中で、同和問題というのが、以前とは形も変わり、そういう意味での差別というのが、なくなっているのが現状なのか。その辺がよくわかりません。実質は、以前のような差別というのがあって、それが、埋もれているものなのか。知らないだけで、本当は同じように続いているのか、それはどうでしょうか。

(事務局)

生駒だけの現状ではなく、全国的なイメージとして、それが、前回の生駒市の調査であったり、国や県の調査であったりで、基本的には、同和問題に関する人権問題意識としては、人権教育も進んできて、社会教育の中でも人権教育に関する同和問題をテーマとして実施されてきているわけですから、いわゆる露骨な差別事象は減ってきております。ただ、実際のところ、内面化するというか、例えば、結婚問題であったり、就職問題であったりはあると思います。また、別に、貧困という問題であったり、人権問題も多様化しています。国の調査でも結婚される方が減少して、されても晩婚化しているという状況で、結婚することが普通と考えるかどうか難しい状況になっていきます。そういった中で、同和問題をどう考えるのかという問題があると思います。

(委員)

同和教育は功を奏したと言えるのですか。

(事務局)

あったと認識しています。

(委員)

以前に、同和施策の見直しをやった時に、保育園の同和加配とかは、昔のデータでみると、要対象児が確かに、他の保育園と違っていたのがデータの裏付けられていて、対応した方がいいだろうという政策的に合理性があったのですが、今の状況になってくるとしんどい人というのは、そこらじゅうに散らばっていて、特定の地域にだけ加配をしていくという合理性がなくなってきたりしています。一定の時期までは政策的な合理性があったのですが、途中からそれが功を奏したのか、全体がわからなくなったのか、どうかわかりませんが、そういう状況になってきている事実は、データの裏付けられていると思います。今の部分で市がどの部分に資本投下するのが良いのか、これで押し量ってもらえたら、いいのではと思います。そういう意味では、どの施策に注力すべきか、意識調査をすればよいと思います。私は非正規労働者の問題をよくやりますから、非正規の問題が深刻なんだという問題になれば、非正規労働者を正規労働者に転換した場合に、市として補助金ですよという施策をうつこともあり得る訳です。

(委員)

先ほどの他の委員からもご指摘がありました。差別だけが人権侵害ではなくて、人権侵害は誰でもしてしまうものだと。差別もそうなんです。非常に典型的なものを捉えてしまうことにより、今は、部落差別は言わなくなっているから、自分とは関係ないとか、そういう話になってしまうと思うのです。部落差別だけじゃなく、日常的に差別はしてしまう。人権侵害は、差別に限らず、日常的にしてしまうものなんだと吉井博明さんが書いていますが、そういう捉え方で設計すべきだと思います。私は、部落差別がなくなったとは決して思ってなくて、かつて同推校で調査をしたことがあるのですが、学力調査したら部落出身の方が学力が低いとでましたが、本当にしっかり予算を取って調査させてもらえるなら調査したいところなのですが。そのことに特化してしまうとアンケートでは自分ではないとなって逆効果だと思うのです。そういう点の仕組みと、全体を通してどんな問題意識をもって意識調査をするのかということから、しっかり答えていかないと思います。

(委員)

普段の生活の中で、基本的人権をどう捉えるかを問いかけてくださったのですが、例えば、「〇〇のくせに」と言う会話が、身近に見られる気がするのです。ある意味人権侵害につながっている部分です。見過ごしている人たちも、それを容認しているのです。ですから、「〇〇のくせに」と言う言葉自体を使うことを意識にあげてもらえると、人権のアンケートという中で、少し考えてもらえるのではと思うのです。自分はしていないという意識はあるのですが、「〇〇のくせに」と言う会話を自分は使わないにしても、見過ごしている、そこに少しでも気づいてもらえたら、人権ってぜんぜん違う次元の話ではなく、自分を身近な生活の中に、いっぱい潜んでるなど、気づいてもらえると思うのです。

(委員)

女性問題でも簡単に人妻という言葉を使っていますが、人妻っておかしいと思いませんか。婦人警官も看護婦さんも同じです。

(委員)

そういうことって、市の施策でできることってないわけではないじゃないですか。私の住んでいるところは、自治会の入れ替えがあって、よそから来た人は、よそもんとかたちで、ポストには推薦されません。女性がそこで、それはおかしいと声をあげたら、女のくせにという、それが日常的な中で暮らしていると、ここで住んだら、こんなもんかという気でいても、たたかれても声をあげないといけないことはあげないといけないと

いうので暮らしてきたら、うるさい人というレッテルを貼られてしまったりします。このあいだもおっしゃっていましたが、ぼくらはよそからきたよそもんやから、関係ないねんと言われてて、80歳以上の方は、よそから来た人のことを、どこやらから飛んできたと言われる。そういう中で、市がどういう施策を取れるか、人権侵害を感じてもどうもできない部分ですよ。だから、中で言っていくしかないんです。だから、身近なことではあるけど市の施策として何かをやっていく事に結び付けていくためのアンケートになればと思うのです。

(委員)

無作為抽出した人が対象になるのですから、「〇〇のくせに」と言うのは、少し違うのではないかと、このアンケートを答えることで、意識していただければと思います。

(副会長)

それでは、事務局の方でまとめてください。

(事務局)

次回にある程度まとめさせていただきます。

(委員)

目的とシナリオを出してください。ガイドラインがないと個々の問題を論議していても無駄になってしまいます。

(事務局)

(審議会の日程の確認と調整)

(会議録の確認と事務連絡)

(副会長)

それでは、本日の会議は閉会とします。お疲れ様でした。

(事務局)

ありがとうございました。